

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和2年12月3日(木曜日)
午前9時30分～午前10時20分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和委員長 坪井康男副委員長
山中佳子委員 高木法生委員
岡山隆委員 村田弘司委員
山下安憲委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局企画員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 藤澤和昭 総合政策部長
繁田 誠 観光商工部長 白井栄次 上下水道局長
松永 潤 消防長 有吉武士 消防次長
福田泰嗣 地域振興課長 千々松雅幸 観光振興課長
西村明久 商工労働課長 岡崎輝義 管理業務課長
吉村昌展 施設課長 坪井明信 予防課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案15件のうち、既に議決された3件を除く12件を審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告事項などございますか。

○議長（竹岡昌治君） 特にないです。

○委員長（猶野智和君） 議事に入ります前に、委員の皆様、執行部ともに、議事を簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

最初に、議案第107号美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） それでは、議案第107号美祢市地域再生法に規定する地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について御説明いたします。

これは、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令におきまして、地域再生法に基づき、地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置期間が令和4年3月31日まで延長されたことに伴い、本条例第2条中の措置期間を同様に、令和4年3月31日まで延長するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第107号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号美祢市秋芳洞駐車場の管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光振興課長。

○観光振興課長（千々松雅幸君） それでは、議案第110号美祢市秋芳洞駐車場の管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

これは、感染症対策として実施する秋芳洞第1・第2駐車場の自動ゲート化工事が本年度末に完了する見込みであります。

このことにより、終日営業が可能になることから、使用時間を8時30分から16時30分までとなっているところを終日に、使用料1日1回500円となっているところを1回500円、午前0時を過ぎるごとに500円を加算するに改めるものであります。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上になります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第110号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。坪井予防課長。

○予防課長（坪井明信君） 議案第112号の美祢市火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

総務省令であります、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具

等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、令和2年8月27日に公布されました。

これは、同省令で規定されている急速充電設備の全出力の上限を、これまでの50キロワットから200キロワットまで拡大し、同設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目も併せて改正されたものであります。これに伴い、美祢市火災予防条例の一部を改正するものであります。

なお、当急速充電設備は、電気自動車等に充電することを目的に整備されるものを想定しており、現在、美祢市内のコンビニエンスストア等の店舗、自動車販売店及び公共施設等に設置してある急速充電設備の全出力は、いずれも50キロワット未満のものであります。

全出力の上限引上げの背景には、電気自動車の電池の大容量化があり、それに伴い、充電時間の短縮化のための急速充電設備の全出力の引上げが求められたものの、現行法令は全出力50キロワットを超える当設備は、変電設備の適用を受け、利用者自らが充電することができないものとなっているため、防火安全対策を示した上で上限を引き上げることになったものです。

以上となります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第112号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第133号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議案第136号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に

関する条例の一部改正についての3件は関連がありますので、会議規則第88条の規定に基づき、一括議題といたします。執行部より説明を求めます。西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） それでは、議案第132号及び議案第133号、並びに議案第136号の併せて3件につきまして、施設使用料の改正に関する議案でありますので、私のほうから一括して御説明をいたします。

施設使用料につきましては、平成24年4月に作成した使用料・手数料見直しに関する基本方針に定めております、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減免規定の適正化、定期的な見直しの実施、この4つの基本的考えの下に、全市一市全体で見直しを行っております。

基本的考えのうち、4つ目の定期的な見直しにつきましては、おおむね4年ごとに行うこととしており、前回の改定を平成29年4月に行っておりますので、このたび、令和3年4月からの使用料改定を行うため、関係条例の一部を改正を行うものであります。

いずれの施設におきましても、基本方針に定める算定方法により使用料の見直しを行っており、個々の施設における改正内容につきましては、参考資料としております新旧対照表、こちらを御覧いただけたらと思います。

なお、この条例の施行日は、周知期間を設け、令和3年4月1日からとしております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今説明がありました、美祿産業技術センター等の施設及び管理、この件なんですけど、4年に1回の改定ということでもあります。

これは、いろんな総合的な判断されて、会議室とか研修室、こういったところが70円が100円、そして、研修室が40円が60円ということで、産業技術センターの設置・管理の現行改正案となっております。

それで、決める基準というのを総合的な勘案で決めたということもありますけれども、今コロナ禍の中にあって、非常に皆さん生活が厳しい中であって、これを4年経ったからこういった値上げを——使用料を値上げする、そういったところで、

コロナ禍にある中であって、これは4年に1回のことやから、もうそれに——慣例に倣ってされたんか、それとも、コロナにおけるそういった配慮というものがあつたのかなかったのか、この点についてお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 岡山委員の御質問にお答えします。

まず、やはり、平成24年4月につくりました基本方針、使用料・手数料見直しに関する基本方針にのっとり、このたび改正したということでございます。

今、岡山委員が言われましたように、コロナの影響でとかというふうなことではなく、実際、算出につきましては、一例を挙げますと、産業技術センターの大会議室につきまして、これを維持・管理していく上で人件費、あと物件費、そういったものから大会議室の部屋の割合、それを割りまして、その次に年間時間、使用時間、それをまた出しまして、それに伴いまして原価というものをしております。

これにつきましては、今、原価につきましては、1,192円というふうな算出がございまして、ただし、これについては、公共性もありながら、やはり選択性もあると。要は、市民——利用されない市民、利用する市民との公平性、そういうことも考えまして、50%を受益者負担というふうな割合にしておりましたので、使用料自体は、実際は546円というふうなことになります。

ただしなんです、1.5倍を——現行の1.5倍以上は設定しないという規定がございまして、1.5倍を超える場合には、1.5を最大限にとということで、今70円がございまして、それから1.5で10円未満切捨てということで、100円といった形で算出をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） しっかりと今説明していただきましたので、ある程度は理解しております。

それで、1.5倍にならない程度ということでもありますけれども、こういったそれぞれの大会議室・研修室・小会議室、大きな額が上がったわけじゃないんですけれども、この改定をするメンバーというのは、どういったメンバーがこの改定を進めておられるのか、これについて御説明していただきたいと思っております。

○委員長（猶野智和君） 西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 岡山委員の御質問にお答えします。

今メンバーと言われましたが、まず原課で算出のほうを行います。それを取り持って、財政課といいますか、それが一旦取りまとめて、それを行うということにしておりますので、その改定に伴うような協議会とか、そういったプロジェクトチームとか、そういったものはないということでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。

基本的には、4年経ったら、大体1.5倍程度ならないようにということでの使用料の料金の改定になるという、そういった考え方でよろしいのでしょうか。最後の質問です。

○委員長（猶野智和君） 西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 今現在のところでいいますと、平成24年4月につくりました使用料・手数料見直しに関する基本方針、それに沿って料金改定の見直しを行っているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、各議案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、初めに、議案第132号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前9時45分休憩

午前9時46分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、議案第133号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、議案第100号令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正につきましては、人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定などに伴う人件費の費目間の調整を行ったものでございます。

補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

2歳出において、1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費につきまして1万4,000円追加するものでございます。

次に、同じページの下になりますが、2款予備費・1項予備費・1目予備費、予備費を1万4,000円減額し、計18万6,000円とするものでございます。

なお、歳入の補正はございません。

次に、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,096万2,000円とするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第100号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号令和2年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第103号令和2年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

このたびの主な補正は、公共下水道事業につきましては、人事異動による人件費の増額補正と、公共下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、国庫補助事業であります公共下水道ストックマネジメント実施計画業務の事業費の減額に伴う補正、農業集落排水事業につきましては、国庫補助事業であります別府農業集落排水施設更新工事に対する国庫補助金の追加内示に伴い、補正を行う――補正をするものであります。

なお、公共下水道ストックマネジメント計画とは、今までは処理場内の施設整備の更新のみでありましたけども、これに管路施設も含めた施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位の高い施設から、点検・調査・修繕・改修を実施し、施設全体を対象とした施設管理の最適化を図るために策定しました計画であります。

では、補正予算書1ページの第2条収益的収入及び支出を御覧ください。

収益的収入につきましては、国庫補助事業の事業費及び財源の補正によりまして、第1款公共下水道事業収益、及び第2款農業集落排水事業収益の第2項営業外収益におきまして消費税還付金を、公共下水道事業につきましては91万7,000円減額し、

農業集落排水事業につきましては176万7,000円追加し、収益的収入の合計を8億1,317万5,000円とするものであります。

一方、収益的支出につきましては、第1款公共下水道事業費用・第1項営業費用におきまして、人事異動により人件費を147万5,000円追加し、支出の合計を7億8,128万2,000円とするものであります。

補正予算資料3ページを御覧ください。

この補正によります損益計算書です。下から3行目になりますが、当初予算では2,252万6,000円の純利益の予定でありましたが2,105万2,000円の純利益の予定となります。

続きまして、補正予算書2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入では、先ほど述べました国庫補助事業に対しまして、第1款公共下水道事業資本的収入につきましては、事業費の減額により、国庫補助金であります第2項補助金を500万円減額し、第2款農業集落排水事業資本的収入につきましては、国庫補助事業の追加内示に伴い、第1項企業債を320万円減額し、国庫補助事業であります第2項補助金を412万円追加し、収入合計を3億7,086万2,000円とするものであります。

一方、資本的支出では、第1款公共下水道事業におきまして、事業費の減額により887万9,000円減額し、支出合計を5億1,667万8,000円とするものであります。

補正予算書1ページの第3条の本文を御覧ください。

この補正により、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,061万5,000円を1億4,581万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額999万2,000円を1,084万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億4,062万3,000円を1億3,497万5,000円に改めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） お尋ねをいたします。

ストックマネジメント方式を採用するということと、この予算の補正が頭の中全く結びつかないんで、そもそも具体的に何をどうするのか、しないようになったか

ら、このように予算額が変わりますと、分かりやすく説明してください。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

簡潔に申し上げたいと思うんですけれども、まず大きな要因といたしまして、公共下水道事業と、それから農業集落排水事業と、それぞれ予定しておりました事業がございます。

公共下水道事業につきましては、ストックマネジメント事業を予定いたしておったところですが、この事業費が入札減に伴いまして事業費の全体が圧縮されました。それに伴いまして、事業費の減額とともに、それに伴います国庫補助金、これの減額となったところでございます。

それと一方で、農業集落排水事業、これにつきましては、別府地区の農業集落排水施設の施設の更新という事業を計画しておりまして、その事業に伴いまして、当初予定されておりました国庫補助金がございますけれども、これが国のほうの予算の再調整に伴いまして、当初予定されておりました補助金に追加して交付をされるということになりました。

これが1つの大きなそれぞれの要因でございますけれども、そのことに伴いまして、消費税——この消費税の増減が関わってまいりましたので、今回はその消費税の還付金というところに影響してまいりましたので、そのことについての補正ということでございます。

あとは、人事院勧告等に伴います人件費の調整というところが、今回の補正の主な概要というところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） つまり、簡単に言うとね、ストックマネジメント方式を採用することによって、少ない予算で済むようになりましたと、こういうことですか。全然違いますか。

○委員長（猶野智和君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

今までは、国が示している国庫補助事業のメニューが、長寿命化計画を——長寿

命計画を作成しないと国庫補助事業に乗れませんでした。

それで、このたび、国のほうからは、長寿命化計画に代わって、このストックマネジメント計画っていうのを策定しなければ国庫補助事業に乗れなくなったということで、まずは、公共下水道事業に関しましてはストックマネジメント計画を策定して、それを基に国庫補助対象事業というところで、国庫補助金が頂けるというふうな形になっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 何だか余計分からんようになりました。

ストックマネジメントっていうのは、私、本会議場で質問したと思いますが、日本語で言やあ長寿命化計画と、そういうふうな御説明があったと思うんだけど、今は何か別ものようにお伺いしましたが、とにかく素人で分かりやすいように説明してくださいって。何だかストックマネジメントって言われても、このストックって何ですか、そもそも。マネジメントは分かりますよ、管理っていうのは。

だから、そういう何か基本的なことをみやすうにみやすうに言うように心がけてください。そうでないと、私なんかね、ほかの方はよく知りませんが、意味が分かりません。だから、賛否の手を挙げようがありません。もう一遍分かりやすく説明してください。

○委員長（猶野智和君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、ストックと申しますのが、今までは国が示したストックというのが、処理場だけに関してということで、長寿命化計画っていうのを策定しておりました。

しかし、このたびからは、その処理場に加えて管路も含めた施設全体をストックというところで、それらを維持・管理していくというふうな方針に変わっております。

以上でございます。

○副委員長（坪井康男君） やめます。分かりません。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第103号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光振興課長。

○観光振興課長（千々松雅幸君） それでは、議案第104号令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

このたびの補正は、人事異動等による人件費の補正であります。

まず、収益的収入及び支出の説明をいたします。実施計画明細書を用い、説明をしたいと思います。

12ページになります。支出になります。

まず、営業費用におきまして、養鱒場業務費を6万円、観光振興費を487万5,000円、それぞれ減額し、総係費を79万6,000円追加しております。

次に、営業外費用におきまして、消費税及び地方消費税を8,000円減額しております。これは、通勤手当の増額に係るものであります。

次に、特別損失を51万8,000円減額しております。これは、6月支給の賞与に係るものであります。

これらにより、支出総額を5億4,312万2,000円とするものであります。

この結果になります。参考資料の2ページになりますが、予算から見た税抜の収益的収支は、当年度純損失2億532万7,000円を予定しているものであります。

説明は以上となります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第104号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号及び議案第138号は、2施設における美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてであります。

この2議案は関連がありますので、会議規則第88条の規定に基づき、一括議題といたします。執行部より説明を求めます。福田地域振興課長。

○地域振興課長（福田泰嗣君） 議案第137号及び138号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について御説明をいたします。

地域交流ステーションは、地域コミュニティ活動の促進や、地域とJR美祢線利用者との交流を推進することでJR美祢線の利用拡大を図り、もって地域振興に資することを目的として、於福駅・厚保駅に設置をしておるところでございます。

現在は、議案第137号にあります於福地域交流ステーションの指定管理者として、於福地域交流ステーション推進協議会、議案第138号にあります厚保地域交流ステーションの指定管理者として、厚保地域交流ステーション振興協議会をそれぞれ指定しておりますが、令和3年3月31日をもちまして指定期間が満了となります。

次期指定管理者の指定に当たりましては、当該地域における地域コミュニティの1つの拠点として、広く地域振興につながる運営維持の必要性から、非公募として指定管理者候補者選定審査会による審査を経て、地域住民で組織する現在の団体を選定したところでございます。

つきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、於福地域交流ステーション推進協議会、厚保地域交流ステーション振興協議会をそれぞれ指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑はございません

か。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 2点、質問をします。

1点目は、地域交流ステーション、於福のほうは私よく知りませんが、厚保のほうは、毎月1回、あそこで宮崎義敬先生の談話会があります。必ず美祢線に乗って、美祢駅から於福まで往復しています。知り合いも誘って行ってます。それで、於福のほうは知りませんが、よくおやりになっていると思います。

この指定期間が、指定管理者ごとで何年かありますよね。もうちょっと長くされたいかがですかというのが1つの質問です。

それから、もう1つは、おっしゃったように、美祢線の乗客を増やそうという意図で始まったはずなんです。その目的が、幾らか達成されてますかという2つの質問です。

○委員長（猶野智和君） 福田地域振興課長。

○地域振興課長（福田泰嗣君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

1点目の質問、指定期間についてでございます。

これ、実は現在をいいますと、5年で指定管理期間を設けております。

これは、指定管理者制度に関する方針ということで、地域密着型施設で自治会や地元住民で組織する団体が指定管理になっている施設ということで、そのときは5年間ということをお願いを差し上げました。

2番目の質問にもつながることでございますけど、JR美祢線利用促進協議会というものを沿線の3市、美祢市と長門市と山陽小野田市で設けております。

この計画というものが、3年間周期で実行しております、その中で地域交流ステーションの役割というのは大変大きゅうございます。そのために、その計画に合わせたような形で一体となってやろうということで、このたびは3年間ということで審査会に申し出ましたところ、御了承いただいたというところでございます。これが1点目の回答でございます。

2点目でございます。今説明をした中にもございましたけど、美祢線の利用促進というところが大きな目的でございます、年間のJR美祢線利用促進協議会の事業を実施する中で、かなり大きな役割を担っておられます。

それぞれ年間5,000人程度の交流人口といたしますか、お越しになって、そこで美

祢線のお話をしたりとか、地域のお話を——魅力をお話しをしたりとか、そういう交流が進んでおります。そういったところでは、十分に美祢線の利用促進ということには寄与しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 今、坪井委員のほうから御質問がありまして、厚保ステーション事業によく通っておられるようで、そのことについてありました。

私は於福に住んでおりますので、於福の地域交流ステーション事業、本当に——一般質問でも申し上げたけれども、地域の方が本当に一生懸命やっておられるというのを実感しております。

それと、於福駅、大変たくさんの方が来られる。今、コロナで若干減っておりますけれども、それでも駅に来られて、於福のロードサイドステーション、道の駅です。ね、そちらに来られた方もわざわざ於福駅のほうに来られまして、交流を深められるという光景もよく目にします。

そういうことで、美祢線の利用促進についても、そこから、おふくの道の駅に車を置かれて、そして駅から列車に乗られて長門に行かれるとか、そういう方もいらっしゃいますので、利用促進にも十分つながっているとしますし、また地域振興課のほうも非常によく対応しておられるということで。JRサイドの——私もいろんなことで、どうか美祢線利用促進になるようにということで、先ほど言われた美祢線利用促進協議会の私、初代会長であったものですから、そういうふうな思いもありますから、長門のほう管理しております——長門の駅はですね。そちらのほうでいろいろ話を聞きますと、JRサイドも非常に感謝しておられると。

実は、美祢線の便数を減らすという話がJRサイドで大きく出ておったけれども、この2つのステーション事業を中心とした活動で、地元住民の方々が、この美祢線を支えようという気持ちがあるということが、JRサイドのほうの会議の中で上がりまして、小野田線のほうは本数を減らすことになったけれども、美祢線はそのことがあって本数を減らさないという結論に至ったということ、つい先日、長門のほうの駅長のほう、管理されておられますから、美祢線をですね——お伺いいたしました。大変心強く感じました。

今後も、どうか市におかれまして、美祢線利用促進、また地域振興のためにも

御助力を賜りますように、私は総務企業委員会の委員としてお願いをしたいと思います。

以上です。返答は要りません。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、各議案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、初めに、議案第137号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田地域振興課長。

○地域振興課長（福田泰嗣君） それでは、議案第141号財産の取得について御説明をいたします。

これは、美祢市有線テレビ放送の放送サービスで運用しております放送設備の更新をするに当たり、美祢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

取得します財産について御説明をいたします。

2ページの参考資料を御覧ください。

物品名は、美祢ヘッドエンド幹線光アンプ設備更新であります。

この設備は、受信点設備——これはアンテナのことをいいますが、アンテナで得られるテレビ信号など、各種放送電波のケーブルテレビ用に光変換をすること。そして、さらに、その光変換をしたものを伝送路——この伝送路というのは、各加入者のお宅まで伝送するためのケーブルなど、屋外設備でございます。これに適正に光信号を送り出すこと。この2つのための設備一式をいいまして、加入者の皆様へ安定的で高品質なサービスを提供するための橋渡し役として重要な役割を担う設備でございます。

このたびの更新は、現行のシステムが、平成20年4月の供用開始から既に12年と8か月と耐用年数を経過しておりますことから、老朽化に伴うものであり、設備の省スペース化、省電力化を実現するとともに、冗長化により、故障の際の速やかな復旧や——復旧が可能な仕様となっております。また、監視装置により、常態監視及び故障時の発報ができるシステムとなっております。

契約につきましては、去る10月8日に行った指名競争入札において、入札参加者が競争性を確保できる数に満たなかったため、入札を不調といたしました。これにより、美祢市物品購入等指名競争入札実施要領第23条の規定により、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約、いわゆる不落随契による締結を行うことといたしました。

入札において、応札意思のありました1者から見積りを徴収したところ、予定価格の範囲内で適当と認められましたので、受注候補者である住友電気工業株式会社と10月15日付、仮契約を締結したところでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第141号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案15件のうち、既に議決された議案3件を除く12件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時20分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月3日

総務企業委員長